

令和7年度岩手県高齢者権利擁護推進員養成研修開催要領

1 目的

高齢者の権利擁護のための取組みを促進するため、介護施設等において権利擁護の取組みを担当する管理者等が、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨の理解及び身体拘束廃止の推進等、自施設で取組みを実践し、かつ指導できる人材を養成することを目的に開催します。

2 主催

岩手県 (受託運営：公益財団法人いきいき岩手支援財団)

3 対象者

介護保険施設等（介護保険法第8条各項に規定される事業を行う施設、老人福祉法第5条の3に規定される「老人福祉施設」及び同法第29条に規定される「有料老人ホーム」をいう）の施設長、看護・介護主任等、施設等内において高齢者の権利擁護のための取組みを指導的立場で推進することができる者。

4 研修日程（詳細は別紙日程表のとおり）

第1回のみ看護実務者研修と合同開催。 第3回のみオンライン（Zoom）開催。

第1回：令和8年1月14日(水)10:00～16:00	第2回：令和8年1月15日(木)10:00～16:00
第3回：令和8年2月20日(金)13:30～15:00	第4回：令和8年3月25日(水)13:30～16:00
自施設実習： 60日間 令和8年1月16日（金）～令和8年3月16日（月）	

5 会場

盛岡地域交流センターマリオス 18階 188会議室（〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通二丁目9-1）ほか

6 受講料（資料代等）

3,000円 資料代として研修初日に頂戴します。おつりのないようご準備ください。

7 募集人数

30名（先着順）



8 受講手続

(1) 申込方法

当財団ホームページ「権利擁護推進員研修申込フォーム」または右のQRコード

から令和8年1月7日（水）までに申込願います。【 <https://forms.gle/1w2c4NQybTmUiR6i9> 】

(2) 受講決定

受講者は先着順に決定します。定員を大幅に超えた場合は、1事業所1名等に調整する場合がありますので御了承願います。

なお、定員に達した場合は申込期限より前に締め切る場合があります。受講決定は「申込フォーム」に記載いただいたメールアドレスあてに連絡します。

(3) その他

感染症の状況によっては、Zoomを使用したオンライン研修に変更する場合があります。変更する際は参加者に連絡し、当財団ホームページに掲載します。

9 修了証書について

全4回の研修を修了した方には、県知事名の「修了証書」を交付します。

なお、研修への遅刻・早退者への修了証書の交付はできませんので、御了承願います。

10 問合せ先

公益財団法人いきいき岩手支援財団 TEL：019-625-7490 (担当：玉山)